



山形県公報

令和2年6月30日(火)

号 外 (22)

目 次

条 例

○議会の議員の議員報酬の特例に関する条例…………… (議 会) … 1

この号で公布された条例のあらまし

◇ 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例 (県条例第35号) (議会)

- 1 議会の議員の議員報酬の額は、令和2年7月1日から同年9月30日までの間に係るものに限
り、山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例別表第1に規定する議員報酬月額にか
かわらず、当該議員に係る同表に掲げる額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た
額とすることとした。
- 2 この条例は、令和2年7月1日から施行することとした。

条 例

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。

令和2年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第35号

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

議会の議員の議員報酬の額は、令和2年7月1日から同年9月30日までの間に係るもの
に限り、山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例(昭和31年9月県条例第52号)別表第1に規定す
る議員報酬月額にかかわらず、当該議員に係る同表に掲げる額から当該額に100分の10を乗じて得
た額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

令和2年6月30日印刷
令和2年6月30日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県